

令和7年度東かがわ市国民健康保険運営協議会（第1回）

日時 令和7年8月19日（火）

14：00～

場所 東かがわ市役所 南棟3階 大会議室

1 開 会

2 開会挨拶

3 議 題

議題第1号 東かがわ市国民健康保険運営協議会長の選任について

議題第2号 議事録署名委員の指名について

議題第3号 令和6年度国民健康保険事業特別会計決算報告について

議題第4号 令和7年度国民健康保険事業特別会計執行状況の報告について

議題第5号 令和6年度特定健康診査・特定保健指導の結果について

議題第6号 子ども・子育て支援金制度について

議題第7号 その他

4 閉 会

令和 7 年度

東かがわ市国民健康保険運営協議会(第 1 回) 資料

東かがわ市
長寿保健課

議題第3号

令和6年度 東かがわ市国民健康保険事業特別会計決算状況

《歳入》

(単位:円)

科 目			令和5年度 (A)	令和6年度 (B)	前年度比較 (%) (B)／(A)	前年度との差額 (B)－(A)
① 国民健康保険税	一般被保険者国民健康保険税	医療給付費分現年度分	369,535,130	352,117,007	95.29	▲ 17,418,123
		後期高齢者支援金分現年度分	110,905,426	106,019,903	95.59	▲ 4,885,523
		介護納付金分現年度分	32,643,644	31,067,890	95.17	▲ 1,575,754
		医療給付費分過年度分	2,954,785	2,129,752	72.08	▲ 825,033
		後期高齢者支援金分過年度分	884,215	637,557	72.10	▲ 246,658
		介護納付金分過年度分	354,900	267,691	75.43	▲ 87,209
		医療給付費分滞納繰越分	17,519,997	17,440,871	99.55	▲ 79,126
		後期高齢者支援金分滞納繰越分	4,904,664	4,963,106	101.19	58,442
		介護納付金分滞納繰越分	2,457,952	2,535,560	103.16	77,608
		小 計	542,160,713	517,179,337	95.39	▲ 24,981,376
	退職被保険者等国民健康保険税	医療給付費分滞納繰越分	2,602	408	15.68	▲ 2,194
		後期高齢者支援金分滞納繰越分	482	75	15.56	▲ 407
		介護納付金分滞納繰越分	397	114	28.72	▲ 283
		小 計	3,481	597	17.15	▲ 2,884
	計		542,164,194	517,179,934	95.39	▲ 24,984,260
②使用料及び手数料			239,800	109,300	45.58	▲ 130,500
③国庫支出金			0	0	0.00	0
④県支出金	県補助金	保険給付費等交付金(普通)	2,672,065,776	2,435,269,968	91.14	▲ 236,795,808
		保険給付費等交付金(特別)	65,284,000	54,913,000	84.11	▲ 10,371,000
⑤財産収入			60,873	486,461	799.14	425,588
⑥繰入金	一般会計	保健基盤安定繰入金(軽減分)	131,396,650	123,312,770	93.85	▲ 8,083,880
		保健基盤安定繰入金(支援分)	62,739,425	59,503,653	94.84	▲ 3,235,772
		職員給与等繰入金	8,779,838	12,347,003	140.63	3,567,165
		産前産後保険税繰入金	12,773	378,947	0.00	366,174
		出産育児一時金等繰入金	1,325,000	2,000,000	150.94	675,000
		財政安定化支援事業繰入金	61,052,000	58,296,000	95.49	▲ 2,756,000
		未就学児均等割保険税繰入金	838,058	902,408	0.00	64,350
		その他繰入金	0	0	0.00	0
	基金繰入金		0	0	0.00	0
⑦繰越金			193,008,917	207,503,334	107.51	14,494,417
⑧諸収入	延 滞 金 ・ 加 算 金 及 び 過 料		4,158,931	4,055,403	97.51	▲ 103,528
	雑 入	一般被保険者返納金	1,084,759	1,073,158	98.93	▲ 11,601
		退職被保険者返納金	300,000	275,000	0.00	▲ 25,000
		一般被保険者第三者納付金	772,602	97,209	12.58	▲ 675,393
		雑 入	0	0	0.00	0
歳 入 合 計			3,745,283,596	3,477,703,548	92.86	▲ 267,580,048

《歳 出》

(単位:円)

科 目			令和5年度 (A)	令和6年度 (B)	前年度比較 (%) (B)／(A)	前年度との差額 (B)-(A)
①総務費			17,652,410	20,655,707	117.01	3,003,297
②保険給付費	療養諸費	一般被保険者療養給付費	2,268,700,980	2,060,225,681	90.81	▲ 208,475,299
		一般被保険者療養費	14,448,374	13,307,040	92.10	▲ 1,141,334
		審査支払手数料	7,644,946	7,246,233	94.78	▲ 398,713
	高額療養費	一般被保険者高額療養費	390,101,730	351,922,029	90.21	▲ 38,179,701
		一般被保険者高額介護合算療養費	445,697	296,622	66.55	▲ 149,075
	移送費	一般被保険者移送費	0	0	0.00	0
	出産育児諸費	出産育児一時金	1,920,000	3,000,000	156.25	1,080,000
	葬祭諸費	葬祭費	3,350,000	2,850,000	85.07	▲ 500,000
	諸費	傷病手当金	0	0	0.00	0
	③国民健康 保険事業費 納付金	医療給付分 納付金	一般被保険者医療給付分 納付金	559,485,283	519,689,486	92.89
退職被保険者等医療給付 分納付金			0	0	0.00	0
後期高齢者支 援金等分納付 金		一般被保険者後期高齢者 支援金等分納付金	184,390,947	176,213,941	95.57	▲ 8,177,006
		退職被保険者等後期高齢 者支援金等分納付金	0	0	0.00	0
介護納付金分 納付金		介護納付金分納付金	57,466,258	54,350,995	94.58	▲ 3,115,263
④共同事業拠出金		その他共同事業拠出金	0	0	0.00	0
⑤保健事業費		保健事業費	2,758,339	2,875,872	104.26	117,533
		特定健康診査等事業費	26,420,594	25,666,239	97.14	▲ 754,355
⑥基金積立金		財政調整積立基金積立金	60,873	486,461	799.14	425,588
⑦公債費		利子	0	0	0.00	0
⑧諸支出金	償還金 及び 還付加算金	一般被保険者保険税還付金	906,831	1,246,200	137.42	339,369
		退職被保険者等保険税還付金	0	0	0.00	0
		償還金	2,027,000	2,355,481	116.21	328,481
歳 出 合 計			3,537,780,262	3,242,387,987	91.65	▲ 295,392,275

【決算状況の説明】

担当課名:長寿保健課

1 一般状況

		6年度末現在					6年度平均				
		(再掲) 未就学児	(再掲) 前期 高齢者	(再掲) 70歳以上 一般	(再掲) 70歳以上 現役並	(再掲) 未就学児	(再掲) 前期 高齢者	(再掲) 70歳以上 一般	(再掲) 70歳以上 現役並		
世帯数		3,732	-	-	-	-	3,872	-	-	-	-
被保険者数	一般被保険者	5,371	75	2,896	1,694	71	5,623	69	3,069	1,798	71
	退職被保険者等	0	0	-	-	-	0	0	-	-	-
	総数	5,371	75	2,896	1,694	71	5,623	69	3,069	1,798	71

※未就学児とは、6歳に達する最初の3月31日までの資格区分を指す。

2 保険給付費の状況

区 分			件 数	費 用 額	一人当たり費用額（費用額/年度平均被保険者数）			
					令和6年度	前年度比	令和5年度	前年度比
療養諸費	療養の給付	一般被保険者	102,321	2,799,938,298	497,944	0.97	512,754	1.03
		退職被保険者等	0	0	0	0.00	0	0.00
		計	102,321	2,799,938,298	497,944	0.97	512,754	1.03
	療 養 費	一般被保険者	2,519	18,017,218	3,204	0.99	3,234	1.09
		退職被保険者等	0	0	0	0.00	0	0.00
		計	2,519	18,017,218	3,204	0.99	3,234	1.09
高額療養費	一般被保険者	6,556	351,922,029	62,586	0.96	64,984	1.10	
	退職被保険者等	0	0	0	0.00	0	0.00	
	計	6,556	351,922,029	62,586	0.96	64,984	1.10	

区 分		件 数	費 用 額	前年度比	令和5年度	前年度比
その他の給付	出産育児一時金	6	3,000,000	1.56	1,920,000	0.66
	葬 祭 費	57	2,850,000	0.85	3,350,000	1.26
	移 送 費	0	0	—	0	—

一般被保険者 医療給付の状況

		件 数	費 用 額	保険者負担分	一部負担金	他 法 負 担 分
療養の給付等		102,321	2,799,938,298	2,059,910,567	595,633,980	144,393,751
食事療養・生活療養(再掲)		1,656	52,114,128	31,911,349	19,658,839	543,940
療養費等	食事療養・生活療養	1	1,500	▲ 1,500	0	0
	診療費	63	537,710	382,591	155,119	0
	補装具	123	4,153,703	3,091,915	1,061,788	0
	柔道整復師	2,305	12,246,145	9,061,329	3,184,816	0
	アンマ・マッサージ	14	792,590	561,407	231,183	0
	ハリ・キュウ	14	287,070	203,245	83,825	0
	その他	0	0	0	0	0
	小 計	2,519	18,017,218	13,300,487	4,716,731	0
	海外療養費(再掲)	0	0	0	0	0
	移 送 費	0	0	0	0	0
計		104,841	2,817,955,516	2,073,212,554	600,349,211	144,393,751

一般被保険者 高額療養費の状況

		合 算 分		単 独 分			他法併用分	合 計	現物給付分 (再掲)
		多数該当分	その他	多数該当分	長期疾病分	入院分	その他		
総 数	件 数	423	2,508	721	497	909	1,095	403	6,556
	高額療養費 (円)	8,874,075	18,860,328	90,554,176	34,869,992	130,701,434	39,476,018	28,586,006	351,922,029

○歳出の状況

①「総務費」うち、長寿保健課関係分	17,060,003円	
(主なものの経費)		
需用費	580,120円	
消耗品	291,769円	(トナーカートリッジ、被保険者証ケース、事務参考書籍他)
食糧費	2,461円	(会議お茶代)
印刷製本費	285,890円	(被保険者証、封筒他)
役務費	2,116,178円	
通信運搬費		2,108,694円 (被保険者証等郵送代他)
第三者行為求償事務手数料		7,484円
委託料	9,650,705円	
国保事務電算共同処理委託料		5,349,705円 (国保連分)
実績報告等作成システム保守委託料		451,000円 (市委託分)
資格確認書等システム改修委託料		3,850,000円 (市委託分)
負担金補助及び交付金	4,713,000円	(国保連合会負担金)
②「保健事業費」	28,542,111円	
(主なものの経費)		
保健普及費	2,875,872円	
報償費	165,000円	(健康家庭記念品5,000円×33世帯)
需用費	306,941円	(国保啓発パンフレット等)
役務費	481,810円	(医療費通知郵送代他)
委託料	1,922,121円	(レセプト点検委託料、 特別調整交付金(結核・精神)申請委託料 他)
特定健康診査等	25,666,239円	
需用費	133,523円	(特定保健指導等パンフレット、封筒印刷等)
役務費	435,391円	(特定健診受診券、受診勧奨等郵送代)
委託料	25,097,325円	(特定健康診査・保健指導委託料他)
うち特定健康診査(未受診者対策)委託料		3,755,822円
③「基金積立金」	486,461円	基金利息分
(基金残高)		
令和7年3月末		271,169,762円
令和6年3月末		270,683,301円

○国民健康保険税（歳入）の状況

担当課名：税務課

①国民健康保険税

(単位：千円)

科 目		調定額	収入額
一般被保険者 国民健康保険税	医療給付費分現年度分	369,248	352,117
	後期高齢者支援金分現年度分	111,136	106,020
	介護納付金分現年度分	33,421	31,068
	医療給付費分過年度分	2,504	2,130
	後期高齢者支援金分過年度分	749	638
	介護納付金分過年度分	292	268
	医療給付費分滞納繰越分	49,205	17,441
	後期高齢者支援金分滞納繰越分	12,976	4,963
	介護納付金分滞納繰越分	7,012	2,536
	小 計	586,542	517,179
退職被保険者等 国民健康保険税	医療給付費分現年度分	0	0
	後期高齢者支援金分現年度分	0	0
	介護納付金分現年度分	0	0
	医療給付費分過年度分	0	0
	後期高齢者支援金分過年度分	0	0
	介護納付金分過年度分	0	0
	医療給付費分滞納繰越分	0	0
	後期高齢者支援金分滞納繰越分	0	0
	介護納付金分滞納繰越分	0	0
	小 計	1	1
合 計		586,542	517,180

②使用料及び手数料

科 目		金 額	備 考
手数料	督促手数料	109	

⑧諸収入

科 目		金 額	備 考
延滞金・加算金及び過料	一般被保険者延滞金	4,055	

※国民健康保険税（徴収実績）

(単位：千円)

区 分	一 般			退 職			計
	医療	後期支援	介護	医療	後期支援	介護	
調 定 額A	420,956	124,861	40,725	0	0	0	586,543
現年課税分	369,248	111,136	33,421	0	0	0	513,804
過年度分	2,504	749	292	0	0	0	3,545
滞納繰越分	49,205	12,976	7,012	0	0	0	69,193
不納欠損	2,684	502	346	0	0	0	3,533
収 入 額B	371,688	111,621	33,871	0	0	0	517,180
現年課税分	352,117	106,020	31,068	0	0	0	489,205
過年度分	2,130	638	268	0	0	0	3,035
滞納繰越分	17,441	4,963	2,536	0	0	0	24,940
収 納 率B/A	88.30%	89.40%	83.17%	100.00%	100.00%	100.00%	88.17%
現年課税分	95.36%	95.40%	92.96%	-	-	-	95.21%
過年度分	85.07%	85.10%	91.54%	-	-	-	85.62%
滞納繰越分	35.45%	38.25%	36.16%	100.00%	100.00%	100.00%	36.04%

※口座振替の状況

税 目	対象件数	口座振替件数	振替済金額	口座振替率／件
国民健康保険税	3,184件	1,343件	185,317千円	42.18%

※特別徴収の状況

税 目	対象件数	特別徴収件数	天引済金額
国民健康保険税	989件	989件	81,092千円

○歳出の状況

担当課名：税務課

①「総務費」のうち、税務課関係分 3,595,704 円

(単位:円)

需用費	174,728	消耗品費 40,000 (事務用品等)
		印刷製本費 134,728 (国保税納税通知書印刷)
役務費	1,072,976	通信運搬費 804,708 (郵便料金等)
		口座振替手数料 268,268 (各金融機関・コンビニ収納手数料)
委託料	0	0 ()
負担金補助及び 交付金	2,348,000	2,334,000 (大川広域行政組合税務事務運営費負担金)
		14,000 (収納率向上対策事業負担金)

⑧「諸支出金」のうち、税務課関係分 1,246,200 円

(単位:円)

償還金利子及び 割引料	1,246,200	過誤納付還付金 (加算金含む) 1,246,200 (過年度更正等による還付支出)
----------------	-----------	--

議題第4号

令和7年度 東かがわ市国民健康保険事業特別会計執行状況 (令和7年7月末現在)

《歳入》			(単位:円)		
科 目			予算現額 (A)	収入済額 (B)	収入歩合 (%) (B)／(A)
① 国民健康保険税	一般被保険者国民健康保険税	医療給付費分現年度分	347,984,000	83,379,043	23.96
		後期高齢者支援金分現年度分	103,930,000	3,068,157	2.95
		介護納付金分現年度分	30,982,000	0	0.00
		医療給付費分過年度分	2,326,000	960,800	41.31
		後期高齢者支援金分過年度分	695,000	283,900	40.85
		介護納付金分過年度分	324,000	111,400	34.38
		医療給付費分滞納繰越分	12,917,000	3,884,391	30.07
		後期高齢者支援金分滞納繰越分	3,369,000	702,840	20.86
		介護納付金分滞納繰越分	1,812,000	400,406	22.10
		小 計	504,339,000	92,790,937	18.40
	退職被保険者等国民健康保険税	医療給付費分滞納繰越分	0	0	0.00
		後期高齢者支援金分滞納繰越分	0	0	0.00
		介護納付金分滞納繰越分	0	0	0.00
		小 計	0	0	0.00
	計		504,339,000	92,790,937	18.40
②使用料及び手数料			70,000	18,300	26.14
③県支出金	保険給付費等交付金	普通調整交付金(一般分)	2,650,061,000	283,868,689	10.71
		特別調整交付金	44,549,000	0	0.00
④財産収入			815,000	0	0.00
⑤繰入金	一般会計	保険基盤安定繰入金(軽減分)	123,313,000	0	0.00
		保険基盤安定繰入金(支援分)	55,091,000	0	0.00
		未就学児均等割保険税繰入金	903,000	0	0.00
		職員給与等繰入金	8,175,000	0	0.00
		出産育児一時金等繰入金	3,334,000	0	0.00
		財政安定化支援事業繰入金	57,598,000	0	0.00
		産前産後保険税繰入金	379,000	0	0.00
		その他繰入金	17,527,000	0	0.00
	基金繰入金		22,789,000	0	0.00
⑥繰越金			1,000	235,315,561	-
⑦諸収入	延 滞 金 ・ 加 算 金 及 び 過 料		6,002,000	1,329,964	22.16
	雑 入	一般被保険者返納金	2,000	1,394,982	-
		退職被保険者返納金	1,000	125,000	-
		一般被保険者第三者納付金	5,000,000	34,615	0.69
		退職被保険者等第三者納付金	0	0	0.00
		雑 入	1,000	0	0.00
歳 入 合 計			3,499,950,000	614,878,048	17.57

《歳 出》

(単位:円)

科 目			予算現額 (A)	支出額 (B)	執行率 (%) (B)／(A)
①総務費			18,253,000	4,509,129	24.70
②保険給付費	療養諸費	一般被保険者療養給付費	2,268,018,000	361,570,956	15.94
		一般被保険者療養費	15,298,000	5,107,200	33.38
		審査支払手数料	8,031,000	1,733,520	21.59
	高額療養費	一般被保険者高額療養費	388,619,000	101,220,323	26.05
		一般被保険者高額介護合算療養費	600,000	232,584	38.76
	移送費	一般被保険者移送費	250,000	0	0.00
	出産育児諸費	出産育児一時金	5,003,000	1,000,420	20.00
	葬祭諸費	葬祭費	1,800,000	470,000	26.11
	③国民健康保険事業費納付金	医療給付分	一般被保険者医療給付分納付金	542,191,000	54,219,000
退職被保険者等医療給付分納付金			0	0	0.00
後期高齢者支援金分		一般被保険者医療給付分納付金	159,166,000	15,916,000	10.00
		退職被保険者等医療給付分納付金	0	0	0.00
介護納付金分		介護納付金分納付金	53,036,000	5,303,000	10.00
④保健事業費		保健事業費	3,836,000	7,623	0.20
		特定健康診査等事業費	32,484,000	2,354,590	7.25
⑤基金積立金		財政調整積立基金積立金	815,000	0	0.00
⑥公債費		利子	0	0	0.00
⑦諸支出金	償還金及び還付加算金	一般被保険者保険税還付金	2,400,000	304,000	12.67
		退職被保険者等保険税還付金	150,000	0	0.00
		償還金	0	0	0.00
歳 出 合 計			3,499,950,000	553,948,345	15.83

議題第5号

特定健康診査・特定保健指導実績（令和5/6年度）

	特定健康診査					特定保健指導			
	対象者数 (A)	特定健診実施実施人員			受診率 (D) / (A)		積極的支援 (F)	動機付け支援 (G)	計 (F) + (G)
		男性 (B)	女性 (C)	合計 (B) + (C) (D)					
令和5年度	4,538	827	1,082	1,909	42.1%	対象者数 46	46	173	219
						利用者数 42	42	79	121
						利用割合 91.3%	91.3%	45.7%	55.3%
令和6年度	4,234	783	1,012	1,795	42.4%	対象者数 44	44	167	211
						利用者数 31	31	72	103
						利用割合 70.5%	70.5%	43.1%	48.8%
前年度比較	93.3%	94.7%	93.5%	94.0%	100.8%		77.2%	94.4%	88.4%

※令和6年度数値については、令和7年度5月末の速報値であって、令和7年11月の法定報告数値確定までに変動の可能性があります。

年代別特定健診受診率（令和6年度）

		男性	女性	計
40歳	対象者数（人）	113	70	183
	受診者数（人）	24	26	50
44歳	受診率（%）	21.2	37.1	27.3
45歳	対象者数（人）	131	108	239
	受診者数（人）	31	36	67
49歳	受診率（%）	23.7	33.3	28.0
50歳	対象者数（人）	179	154	333
	受診者数（人）	55	49	104
54歳	受診率（%）	30.7	31.8	31.2
55歳	対象者数（人）	162	131	293
	受診者数（人）	46	49	95
59歳	受診率（%）	28.4	37.4	32.4
60歳	対象者数（人）	202	255	457
	受診者数（人）	71	116	187
64歳	受診率（%）	35.1	45.5	40.9
65歳	対象者数（人）	477	552	1,029
	受診者数（人）	211	270	481
69歳	受診率（%）	44.2	48.9	46.7
70歳	対象者数（人）	807	893	1,700
	受診者数（人）	345	466	811
74歳	受診率（%）	42.8	52.2	47.7
40歳	対象者数（人）	787	718	1,505
	受診者数（人）	227	276	503
64歳	受診率（%）	28.8	38.4	33.4
65歳	対象者数（人）	1,284	1,445	2,729
	受診者数（人）	556	736	1,292
74歳	受診率（%）	43.3	50.9	47.3
合計	対象者数（人）	2,071	2,163	4,234
	受診者数（人）	783	1,012	1,795
	受診率（%）	37.8	46.8	42.4

（再掲）
（再掲）

保険者別受診率（令和6年度）

保険者名 (順位)	対象者数 (人)	受診者数 (人)	受診率 (%)
香川県	122,382	54,959	44.9
まんのう町 1	2,470	1,408	57.0
綾川町 2	3,134	1,703	54.3
三豊市 3	8,478	4,022	47.4
観音寺市 4	7,753	3,571	46.1
三木町 5	3,584	1,622	45.3
高松市 6	47,140	20,983	44.5
琴平町 7	1,122	498	44.4
善通寺市 8	3,674	1,625	44.2
多度津町 9	2,778	1,227	44.2
東かがわ市 10	4,234	1,795	42.4
小豆島町 11	2,090	844	40.4
坂出市 12	5,979	2,407	40.3
さぬき市 13	6,306	2,532	40.2
丸亀市 14	13,073	5,100	39.0
宇多津町 15	1,764	679	38.5
直島町 16	324	116	35.8
土庄町 17	2,139	716	33.5
香川県医師国民健康保険組合	790	370	46.8
香川県建設国民健康保険組合	5,550	3,741	67.4

子ども・子育て支援金制度について

令和 7 年 3 月

こども家庭庁長官官房総務課支援金制度等準備室

こども未来戦略＜加速化プラン＞に基づく給付等の拡充

1. ライフステージを通じた経済的支援の強化

◎は支援納付金充当事業

○ **児童手当の抜本的拡充** (◎) ⇒全てのこどもの育ちを支える**基礎的な経済支援**としての位置付けを明確化 [令和6年10月分から]

- ・ 所得制限を撤廃
 - ・ 高校生年代まで延長
 - ・ 第3子以降は3万円
- + 支給回数を年6回に

* 多子加算のカウント方法は、22歳年度末までの子で親等に経済的負担がある場合にはカウントするよう見直し

	3歳未満	3歳～高校生年代
第1子・第2子	月額1万5千円	月額1万円
第3子以降	月額3万円	

○ **妊婦のための支援給付の創設** (◎) 10万円相当の経済的支援 ⇒ 2の妊婦等包括相談支援事業との効果的な組合せによる支援 [令和7年4月制度化]

2. 全てのこども・子育て世帯への支援の拡充

○ **妊婦等包括相談支援事業の創設** [令和7年4月]

- ・ 様々な不安、悩みに応え、ニーズに応じた支援につなげる

○ **乳児等のための支援給付（こども誰でも通園制度）の創設**

- ・ 月一定時間までの枠の中で**時間単位等で柔軟に通園が** (◎)
可能な仕組み [令和8年4月給付化]

○ **児童扶養手当の第3子以降の加算額の引上げ** [令和6年11月分から]

3. 共働き・共育での推進

○ **出生後休業支援給付（育休給付率を手取り10割相当に）**

- ・ 子の出生後の一定期間に男女で育休を取得することを促進 (◎)
[令和7年4月]

○ **育児時短就業給付（時短勤務時の新たな給付）** (◎)

- ・ 2歳未満の子を養育するため、時短勤務中に支払われた賃金額の10%を支給 [令和7年4月] [令和8年10月]

○ **育児期間中の国民年金保険料免除措置の創設** (◎)

※これらのほか、産後ケア事業の提供体制の整備、教育・保育施設の経営情報の見える化、ヤングケアラーに対する支援の強化等を実施。

給付等を支える財政基盤の確保と見える化の推進

- **支援金制度の創設** ～少子化対策に受益を有する全世代・全経済主体が子育て世帯を支える新しい分かち合い・連帯の仕組み～
 - ・ 令和8年度に創設、令和10年度までに段階的に導入（8年度0.6兆円、9年度0.8兆円、10年度1兆円※）。医療保険料とあわせて徴収
※支援納付金総額のうち公費負担分を除いた被保険者・事業主の拠出額の目安
 - ・ 歳出改革と賃上げによって実質的な社会保険負担軽減の効果を生じさせ、その範囲内で構築
 - ・ 令和6～10年度の各年度に限り、つなぎとして子ども・子育て支援特例公債を発行

○ **こども・子育て政策の見える化の推進**

- ・ 令和7年度に子ども・子育て支援特別会計の創設（子ども・子育て支援勘定、育児休業等給付勘定）

子ども・子育て支援金制度

「加速化プラン」における少子化対策の抜本的強化に当たり、**子育て世帯を支える新しい分かち合い・連帯の仕組み**として、**少子化対策に受益を有する全世代・全経済主体に、医療保険の保険料とあわせて、令和8年度から拠出いただく。**

1. 子ども・子育て支援法

- 政府は、支援納付金対象費用に充てるため、令和8年度から毎年度、医療保険者から支援納付金を徴収する。



【支援納付金対象費用】（給付・事業ごとに充当割合を法定）

- ① 児童手当 (R6.10～) ② 妊婦支援給付金 (R7.4～)
- ③④ 出生後休業支援給付金・育児時短就業給付金 (R7.4～)
- ⑤ こども誰でも通園制度（乳児等支援給付） (R8.4～)
- ⑥ 国民年金第1号被保険者の育児期間中保険料免除 (R8.10～)
- ⑦ 子ども・子育て支援特例公債の償還金等



☆こども一人
当たり平均の
給付改善額
（高校生年代まで
の合計）は
約146万円

※国の事務は社会保険診療報酬支払基金において実施。

※令和6～10年度までの財源は、子ども・子育て支援特例公債の発行により賄う。

※支援納付金に関する重要事項については、こども家庭審議会の意見を聴取する。

2. 医療保険各法等

- 医療保険者は、医療保険制度上の給付に係る保険料や介護保険料とあわせて、子ども・子育て支援金を徴収する。

※ 健康保険法において、保険料の規定に、一般保険料率と区分して子ども・子育て支援金率を規定。子ども・子育て支援金率は、政令で定める率の範囲内において、保険者が定める（総報酬割であることを踏まえ、実務上、国が一律の率を示す）。

- 医療保険制度の取扱いを踏まえ、支援金の被保険者等への賦課・徴収の方法、国民健康保険等における低所得者軽減措置、医療保険者に対する財政支援等を定める。

※ 国民健康保険においては、18歳以下の支援金均等割額の全額軽減措置を講ずる。

3. 改正法附則（経過措置・留意事項）

- 全世代型社会保障改革と賃上げによって実質的な社会保険負担軽減の効果を生じさせ、支援金制度の導入による社会保障負担率の上昇の効果がこれを超えないようにする。

$$\left[\text{社会保障負担率} = \frac{\text{社会保険料負担}}{\text{国民所得}} \right]$$

- 令和8～10年度までの支援納付金の総額のうち被保険者又は事業主が全体として負担する具体的な額の目安（令和8年度概ね6,000億円、9年度概ね8,000億円、10年度概ね1兆円）

※ 個々人の支援金額は加入する医療保険、世帯、所得の状況等によって異なるが、全加入者1人当たりの平均月額（見込み）は、令和8年度250円、9年度350円、10年度450円程度と推計

子ども・子育て支援納付金（総額）

保険料負担に応じて按分 ※令和8・9年度は、8:9:2

後期高齢者

その他
（現役世代）

加入者割

国民健康保険

被用者保険

総報酬割

健保組合

協会けんぽ

共済組合

支援納付金の総額

（充当事業の予算額として毎年度決定）

個人・事業主拠出の総額 1 兆円 + 公費（※）の計 1.3 兆円程度

※ 現行の医療保険に準じて、国保・後期の低所得者負担軽減等や、共済組合（公務員）の事業主負担分等のため所定の公費を投入。

後期高齢者とそれ以外の医療保険料負担総額により按分

後期高齢医療制度 とそれ以外

後期高齢者
【8.3%】

※ R10 見込み。
R 8・9 は 8 %（法定）

後期高齢者以外 【91.7%】

1,100 億円程度

（現行制度に準じた
低所得者への負担軽減あり）

※ 広域連合間においては、被保険者数、所得に応じ
て按分。

国保と被用者保険の加入者数により按分

国保と被用者保険

2,500 万人

国保
【23%】

7,400 万人

被用者保険
【68%】

3,000 億円程度

（現行制度に準じた公費投入
及び低所得者への負担軽減あり）

※ 都道府県間においては、18 歳以上被保険者数に
応じて按分。

総報酬により按分

被用者保険間

3,800 万人

協会けんぽ
【30%】

2,700 万人

健保組合
【28%】

940 万人

共済
組合等
【10%】

3,900 億円程度

3,700 億円程度

1,300 億円程度

（労 使 折 半）

事業主が 0.4 兆円程度を拠出

（共済組合（公務
員）の事業主負担
分は公費）

	加入者一人当たり支援金額			(参考) 加入者一人当たり 医療保険料額 (令和3年度実績) (2)	(参考) ①/②
	令和8年度見込み額	令和9年度見込み額	令和10年度見込み額 (1)		
全制度平均	250円	350円	450円	9,500円	4.7%
被用者保険	300円 (参考) 被保険者一人当たり 450円	400円 (参考) 被保険者一人当たり 600円	500円 (参考) 被保険者一人当たり 800円	10,800円 (参考) 被保険者一人当たり 17,900円	4.5%
協会けんぽ	250円 (参考) 被保険者一人当たり 400円	350円 (参考) 被保険者一人当たり 550円	450円 (参考) 被保険者一人当たり 700円	10,200円 (参考) 被保険者一人当たり 16,300円	4.3%
健保組合	300円 (参考) 被保険者一人当たり 500円	400円 (参考) 被保険者一人当たり 700円	500円 (参考) 被保険者一人当たり 850円	11,300円 (参考) 被保険者一人当たり 19,300円	4.6%
共済組合	350円 (参考) 被保険者一人当たり 550円	450円 (参考) 被保険者一人当たり 750円	600円 (参考) 被保険者一人当たり 950円	11,800円 (参考) 被保険者一人当たり 21,600円	4.9%
国民健康保険 (市町村国保)	250円 (参考) 一世帯当たり 350円	300円 (参考) 一世帯当たり 450円	400円 (参考) 一世帯当たり 600円	7,400円 (参考) 一世帯当たり 11,300円	5.3%
後期高齢者 医療制度	200円	250円	350円	6,300円	5.3%

(注1) 本推計は、一定の仮定をおいて行ったものであり、結果は相当程度の幅をもってみる必要がある。金額は事業主負担分を除いた本人拠出分であり、被用者保険においては別途事業主が労使折半の考えの下で拠出。なお、被用者保険間の按分は総報酬割であることを踏まえ、実務上、国が一律の支援金率を示すこととする。

(注2) 被用者保険の年収別の支援金額については、数年後の賃金水準によることから、試算することは難しいものの、参考として、令和3年度実績の総報酬で機械的に一人当たり支援金額(50円丸め、月額、令和10年度)を計算すると(*)、年収200万円の場合350円、同400万円の場合650円、同600万円の場合1,000円、同800万円の場合1,350円、同1,000万円の場合1,650円(総報酬割であることから協会けんぽ・健保組合・共済組合で共通)。ただし、政府が総力をあげて取り組む賃上げにより、今後、総報酬の伸びが進んだ場合には、数字が下がっていくことが想定される。詳細は令和6年4月9日こども家庭庁「被用者の年収別の支援金額(機械的な計算)について」を参照。
* 令和10年度に被用者保険において拠出した8,900億円について、賃上げが力強く進む前の令和3年度の総報酬である222兆円で割ると0.4%であることから、労使折半の下、本人拠出を0.2%として計算。

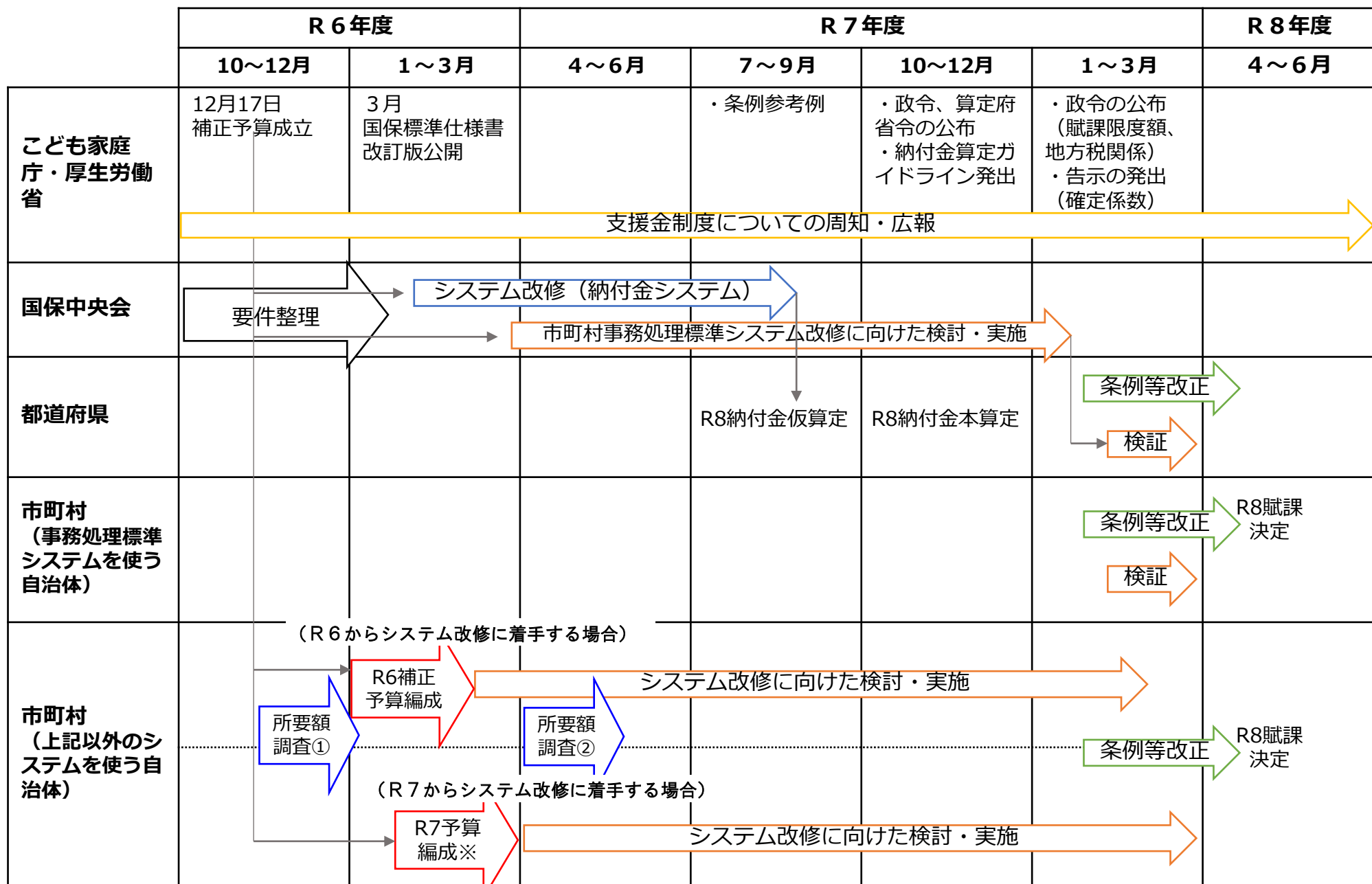
(注3) 国民健康保険の1世帯当たりの金額は令和3年度における実態を基に計算している。

(注4) 国民健康保険の支援金については、医療分と同様に低所得者軽減を行い、例えば夫婦1人の3人世帯(夫の給与収入のみ)における一人当たり支援金額(50円丸め、月額、令和10年度)でみると、年収80万円の場合50円(応益分7割軽減)、同160万円の場合200円(同5割軽減)、同200万円の場合250円(同2割軽減)、同300万円の場合400円(同2割軽減)。国保の被用者の世帯では、これらの層がボリュームゾーンであり、年収400万円以上については上位約1割と対象が限定されるため(*)、この層をさらに細かく区切ってみていくことについては留意が必要であるが、以下、参考として、同400万円の場合550円(軽減なし、以下同じ)、同600万円の場合800円、同800万円の場合1,100円。なお、支援金制度が少子化対策にかかっているものであることに鑑み、子どもがいる世帯の拠出額が増えないよう、子ども(18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である者)についての均等割額は全額軽減。
* 年収600万円は上位約5%、800万円は約2%に該当。年収1,000万円は上位約1%に該当し、ごく少数であるほか、現時点で令和10年度における賦課上限を定めることができないため、金額は一概にいない。

(注5) 後期高齢者医療制度の支援金についても、医療分と同様に低所得者軽減を行い、例えば単身世帯(年金収入のみ)における一人当たり支援金額(50円丸め、月額、令和10年度)でみると、年収80万円の場合50円(均等割7割軽減)、同160万円の場合100円(同7割軽減)、同180万円の場合200円(同5割軽減)、同200万円の場合350円(同2割軽減)。年金収入のみの者では、これらの層がボリュームゾーンであり、年収250万円以上については上位約1割と対象が限定されるため(*)、この層をさらに細かく区切ってみていくことについては留意が必要であるが、以下、参考として、同250万円の場合550円(軽減なし、以下同じ)、同300万円の場合750円。
* 年金収入300万円は上位約5%に該当。年金収入400万円以上は上位約1%に該当し、年金給付額が一定範囲にあるため例外的なケースであるほか、現時点で令和10年度における賦課上限を定めることができないため、金額は一概にいない。

(注6) 介護分の保険料額は、第1号保険者(65歳〜)の1人当たり月額(基準額の全国加重平均)で6,014円(令和5年度)、第2号被保険者(40〜64歳)の1人当たり月額(事業主負担分、公費分を含む)で6,276円(令和6年度見込額)

支援金制度の施行に向けたスケジュール案（国民健康保険制度関係）



(※) 令和 7 年度からシステム改修を開始する自治体に対する補助は、こども家庭庁で本省繰越を行い、令和 7 年度に補助を行う。